



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和法律事務所より春節のご挨拶を申し上げます-----2
- ◆ 中国知財制度 2021 年の整備状況及び今後の留意点(Q&A 形式)--3
- ◆ 最新法律動向-----6
 - 一、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」
「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」
 - 二、「企業登録抹消ガイドライン（2021 年改正）」の公布に関する公告
 - 三、動産及び権利担保統一登記弁法
 - 四、「サイバーセキュリティ審査弁法（2021 年改正）」
 - 五、「食品生産経営監督検査管理弁法」
- ◆ 天達共和のニュース-----14
 - 「第一法規・会社法務」の 2022 年 1 月号・2 月号に個人情報保護法に関する論文を
連載

天達共和法律事務所より春節のご挨拶を申し上げます



天達共和法律事務所よりお客様へ、間もなく「新年」を迎える中国から、一足早く春節のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

さて、中国ではやはり春節を迎えてからが新しい一年という思いが強く、新しい干支もまた、春節から出番がやって来るように思います。2022年の干支は寅年ということで、「万事順意、如虎添虎！」のような縁起の良い挨拶も数多くございます。私達も寅年にちなんで、

とくべつなサービスをお届けすべく

らつわん揃いの弁護士達が

どんな状況にも対応し

しっかりとお客様の期待に応えます。

本ニュースレターも2022年の第1号ということで、デザインをリニューアルいたしました。ニュースレターも気分一新、所員一同も春節休暇を挟んで心機一転で頑張っております。中国における皆様の法務・知財業務の展開をサポートするため、新しい一年も全力で取り組んでまいりますので、どうぞ引き続きご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

パートナー弁護士 張青華

Q1: 2021 年も中国の知財制度の整備がかなり進んだようですが、具体的にどのような変化があったのでしょうか。

A: 2021 年も新型コロナウイルスの感染対策に多くの時間が費やされた一年でした。中国も世界各国と同様、2020 年の流行初期のショックから立ち直り、経済の再建や日常生活の回復を模索しながら、法整備にも引き続き力を入れてきました。特に知財分野において、多くの規定が公布され、世界の注目を浴びています。以下、その内容をいくつかご紹介いたします。

1. 「国家地理標識製品保護示範区の建設管理弁法」(試行)(国家知識産権局 2 月 10 日公布)

2021 年末までに、中国は、地理標識保護製品を計 2394 件登録し、地理標識を団体商標、証明商標として 6166 件登録し、専用商標の使用市場を 10015 件登録、地理標識製品保護示範区 24 か所を設定しましたが、当該弁法は上記状況に対応するために制定されたもので、主に農村地域の振興を目指すものです。

2. 「最高人民法院が知財民事侵害事件の審理に懲罰的賠償規定の適用に関する解釈」(3 月 2 日公布、3 月 3 日実施)

最近改正された特許法、商標法、著作権法では、いずれも懲罰的賠償規定が取り入れられました。裁判における基準の明確化及び各級人民法院の正確な適用を図るため、最高人民法院は当該司法解釈において懲罰的賠償の適用範囲、「故意」と「情状が深刻」の認定方法、計算基準、倍数の確定等について具体的な規定を設けています。

3. 「2021 年全国知的財産行政保護の工作方案」(国家知識産権局 3 月 3 日公布)

法案には①行政裁定業務を底上げし、特許の保護を強化する、②商標保護と管理を強化する、③地理標識、オリンピック標識、政府関係標識、特殊標識の保護を強化する、④重点地域、重要部分、重要時期に集中し、全面的な保護を図る、⑤業務システムおよびサービスネットワークを整備し、海外知財紛争の対応指導を強化するなどの内容が含まれます。



4. 「知財保護に対し協力を強化することに関する意見」(国家知識産権局・公安部 5 月 20 日公布)

当該意見は機構改革後に、商標、特許、地理標識に関する統一管理のニーズにこたえ、地方知財部門と公安部門の協力を深めることを図るものです。

5. 「地理標識の保護をさらに強化することに関する指導意見」(国家知識産権局・国家市場監督管理総局 5 月 21 日公布)

当該指導意見の趣旨は地理標識の保護を強化し、管理を厳格化することにあります。

6. 「知識産権強国建設要綱(2021 年～2035 年)」(中国共産党中央、國務院 9 月 22 日公布)

当該要綱は国策として、2035 年までの知財目標を制定しました。

7. 「知財紛争の調停業務を強化することに関する意見」(国家知識産権局・司法部 10 月 22 日公布)

当該意見は調停の役割を強化し、知財紛争の解決にも活用することを趣旨としています。

8. 「十四五国家知識産権保護と運用計画」(國務院 10 月 28 日公布)

当該国策としての計画では、商業秘密保護、データの知財保護、植物新品種の保護システム構築、地理表示保護、一流特許商標審査機関の設立などの 15 の専門プロジェクトの立ち上げを明確にしました。

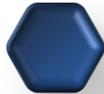
9. 「商標審査審理指南」(国家知識産権局 11 月 16 日公布、2022 年 1 月 1 日より施行、原「商標審査及び審理指南」は同時期に廃止)

当該指南は商標審査審理業務における手引きとなるもので、商標出願及びその他の商標関連実務にとっても重要な根拠となる。

10. 「商標一般違法判断基準」(国家知識産権局 12 月 13 日公布、2022 年 1 月 1 日より施行)

当該基準は 35 条からなり、商標法規定を細分化する形で、現行商標法律法規及び部門規定の中で規定されている、登録商標を使用しなければならない規定に違反する行為、商標とし





て使用してはならない標識を使用する行為、商業活動の中で「馳名商標」という表現を使う行為、商標の非許諾者が法に基づき名称と商品の産地を明示せず、無断に登録商標、登録者名義、住所及びその他の登録事項を変更する行為、未登録商標を登録商標として詐称して使用する行為、団体商標、証明商標の管理義務を怠る行為、悪意により商標を出願する行為等の9種類の違法行為に対し、更に細かい規定を設けました。

Q2: 日本企業が今後中国で知財活動を展開する中で、今後注意すべき点があれば、教えてください。

A: 日本の大手企業が最近公告法により処罰を受けた事例があり、注目を集めました。中国では、どのような活動をすればこういった法律法規に違反しないのかがよく分からない、と嘆く声も度々お聴きします。

そこで、弊職らの経験に基づき、次のいくつかの点をご紹介します。

1. 中国の法律動向をウォッチングすると同時に、部門規定、地方規定なども重視し、常に情報収集する必要があります。
2. 中国は判例主義ではありませんので、裁判所の判例を見る際には一箇所の裁判所だけではなく、複数の裁判所の判断を参考にするのが良いでしょう。
3. 法律規定が明確ではなく、またはよく理解できない場合、できるだけ関係部門に相談し、意見を求めたほうが良いでしょう。
4. 不必要なトラブルを避けるため、一つの行動をとる際、知財法だけではなく、その他の関連法規も合わせて参照する必要があります。
5. 信頼できる法律事務所や代理人を作り、常に相談できる体制を作ったほうが良いでしょう。

これから間もなく寅年に入ります。寅年のうちに人類がコロナウイルスを克服できることを祈念しつつ、この新しい一年が、皆様にとってご多幸でありますことを心より願っております。



一、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」

中国語名称: 《外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2021年版)》

《自由貿易試驗區外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2021年版)》

公布機関: 国家發展改革委員会、商務部

公布日: 2021年12月27日

発効日: 2022年1月1日

リンク:

全国版:

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123

自由貿易試験区版:

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310019.html?code=&state=123

解説:

今般の2021年版は2017年以降、第5回目の改正となる。2021年版の全国ネガティブリストと自由貿易試験区ネガティブリストはそれぞれ全31条と全27条へと減少し、減少率はそれぞれ6.1%と10%である。その主な改正内容は以下の通りである。

1. 全国版及び自由貿易試験区版で共通する新たな変化。

(1) 製造業分野のネガティブリストの範囲を減縮し、製造業を一層開放する。

- 自動車製造業は外資に対し、全面的に開放した。自動車製造の外資持株比率の制限、及び同一外資が中国国内で同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社以下しか設立できないという制限を廃止した。
- 衛星テレビ放送の地上受信施設及び主要部品の生産に対する外資の投資制限を廃止した。



(2) 説明部分の内容を増加し、外商投資参入の管理の最適化を図る。

- 外商投資企業が国内で再投資することが外商投資であることが明確にされた。その再投資もネガティブリストの関連規定に合致しなければならない。
- ネガティブリスト以外の分野では、内外一致の原則に従って管理することを強調した。国内外の投資者は「市場参入ネガティブリスト」の関連規定を一律に適用する。
- 外資参入ネガティブリストで禁止されている分野の業務に従事する国内企業が、海外で株式を発行し上場取引する場合は、国の関連主管部門の審査と承認を経なければならない。外国投資者が企業の経営管理に参加してはならず、その持株比率は外国投資者の国内証券投資管理に関する規定を参照して設定する。

2. 自由貿易試験区版における特有の新たな変化。

- (1) 製造業分野のネガティブリストにおける項目がゼロになった。自由貿易試験区において、製造業は外資に対し、全面的に開放された。
- (2) サービス業における外資参入を緩和した。
 - 市場調査業では、「市場調査は合弁に限る」という制限が廃止された。しかし、ラジオ・テレビ放送の聴取、視聴率調査については依然として中国側が支配株主でなければならない。
 - 社会調査業では、「社会調査への投資禁止」という制限が廃止された。しかし、中国側の持株比率が 67%を下回ってはならず、法定代表者が中国国籍を有することが要求されている。



二、「企業登録抹消ガイドライン(2021年改正)」の公布に関する公告

中国語名称: 《关于发布<企业注销指引(2021年修订)>的公告》

公布機関: 国家市場監督管理総局等5部門

公布日: 2021年12月28日

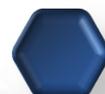
発効日: 2021年12月28日

リンク: https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/202112/t20211229_338620.html

解説:

企業等の市場主体の撤退制度の改善に関する国務院の業務要求を更に実行し、企業が市場から撤退することに対し、より操作性の高い行政性指導を提供するため、国家市場監督管理総局等5部門は「会社法」、「市場主体登録管理条例」等関連法律法規に従い、「企業登録抹消の便利化業務の推進に関する通知」(国市監注[2019]30号)に添付された「企業登録抹消ガイドライン」を改正した。その主な改正内容は以下の通りである。

1. 企業が市場から撤退するには決議解散、清算分配、登録抹消の3つの主要なプロセスを経る必要があることをさらに明確にした。
 - 解散には自主解散と強制解散が含まれる。強制解散には行政決定による解散及び司法判決による解散が含まれる。
 - 会社の清算プロセスは、清算チームの設立、清算チームの情報公告、債権申告の公告、清算活動の展開、会社残余財産の分配、清算レポートの作成である。
 - 登録抹消には税務登録、企業登録、社会保険登録の抹消が含まれ、税関申告などの関連業務を実施する会社は、税関申告機関への届出抹消などを取り扱う必要がある。
2. 一般抹消手続きの中で税務登録の抹消を申請する段階における4種類の状況と対応するプロセスをさらに明確にした。
3. 簡易抹消手続きの適用対象と適用されない状況、及びその具体的なプロセスをさらに明確にした。





4. 特殊な状況(出資者と連絡を取れない、出資者が協力しない場合、企業が自主的に清算することができない場合、営業許可証又は公印が紛失した場合、出資者が既に消却した場合等における処理プロセスをさらに改善した。

三、動産及び権利担保統一登記弁法

中国語名称: 《动产和权利担保统一登记办法》

公布機関: 中国人民銀行

公布日: 2021年12月28日

発効日: 2022年2月1日

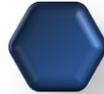
リンク: <http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4435867/index.html>

解説:

動産と権利担保の統一登記を規範化し、担保当事者と利害関係者の合法的な權益を保護するため、中国人民銀行は「売掛金質権設定登記弁法」(中国人民銀行令[2019]第4号)を改正し、「動産及び権利担保統一登記弁法」(以下「弁法」という)を制定し公布した。「弁法」は動産と権利担保の登記及び問合せに関する規則を更に明確にし、人民銀行信用センターの統一登記システムの運用を規範化した。「弁法」の主な内容は以下の通りである。

1. 統一登記システムの登記範囲を拡大した。
 - 統一登記範囲に入れる担保の種類には、以下の内容が含まれる。
 - ◇ 生産設備、原材料、半製品、製品の抵当権設定
 - ◇ 売掛金の質権設定
 - ◇ 預金証書、倉庫証書、船荷証券の質権設定
 - ◇ ファイナンスリース
 - ◇ ファクタリング
 - ◇ 所有権保存
 - ◇ その他登記可能な動産と権利担保





- 統一登記範囲に入れない担保の種類(元の登記機関に登録する)には、自動車の抵当権設定、船舶の抵当権設定、航空機の抵当権設定、債券の質権設定、基金シェアの質権設定、株式の質権設定、知的財産権における財産権の質権設定が含まれる。
- 2. 登記機関の職責を更に明確にした。当事者が統一登記システムを通じて自主的に登記を行い、登記機関の審査を必要としない。人民銀行信用センターは登記機関として、サービス性質の登記作業を引き受け、事前審査的な登記を行わず、登記内容の実質審査を行わない。
- 3. 登記時における当事者の慎重な義務を追加した。担保権者は担保財産の真実性を厳格に検証し、統一登記システムに実際の通りに登記し、登記内容の真実性、完全性及び適法性に責任を負う。
- 4. 登記時における当事者への提示条項を追加し、統一登記システムの操作規範を改善した。例えば、以下の内容が明確に規定されている。
 - 担保財産について概括的に記述する場合、担保財産を合理的に識別できるものでなければならない。
 - 最高額保証については最高債権額を登記しなければならない。
 - 登記情報の誤り、担保財産の識別不能等の原因による法的な結果は、当事者自らが責任を負わなければならない。





四、「サイバーセキュリティ審査弁法(2021年改正)」

中国語名称: 《网络安全审查办法(2021年修订)》

公布機関: 国家インターネット情報事務室等 13 部門

公布日: 2021年12月28日

発効日: 2022年2月15日

リンク: http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

解説:

基幹情報インフラのサプライチェーンの安全を確保し、サイバーセキュリティとデータセキュリティを保障し、更に国家の安全を守るため、国家インターネット情報事務室等 13 部門は「データ安全法」、「基幹情報インフラ安全保護条例」等の法規の要求に基づき、「サイバーセキュリティ審査弁法(2021年改正)」(以下「審査弁法」という)を改正し、公布した。その主な改正内容は以下の通りである。

1. サイバーセキュリティ審査の適用範囲を拡大した。基幹情報インフラ運営者を除き、インターネットプラットフォーム運営者によるデータ取扱活動が国家の安全に影響を及ぼす、又はそのおそれがある状況を、サイバーセキュリティ審査の範囲に組み入れた。「審査弁法」には「インターネットプラットフォーム運営者」について、明確に定義されておらず、実際には主管部門がその概念に対し、大きな解釈の余地がある。
2. 海外上場に関する条項を追加した。100万人以上のユーザーの個人情報を保有しているインターネットプラットフォーム運営者が海外に上場する場合、サイバーセキュリティ審査事務室へサイバーセキュリティ審査を申告しなければならない。
3. 中国証券監督管理委員会をサイバーセキュリティ審査の主管部門に組み入れた。
4. サイバーセキュリティ審査の主管部門の意見が一致しない場合は、特別審査の手続きに従って取扱う。特別審査の手続きの期間が 45 営業日から 90 営業日に変更され、状況が複雑であれば更に延長できる。



5. 審査期間における当事者の義務を追加した。例えば、当事者は審査期間中にサイバーセキュリティ審査の要求に従って、リスクの予防と低減の措置をとらなければならない。審査で受け取った営業秘密、個人情報等については守秘義務を遵守しなければならない。



五、「食品生産経営監督検査管理弁法」

中国語名称： 《食品生产经营监督检查管理办法》

公布機関： 国家市場監督管理総局

公布日： 2021年12月24日

発効日： 2022年3月15日

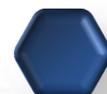
リンク：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202112/t20211231_338736.html

解説：

食品の生産・経営活動に対する監督検査を強化し規範化し、食品生産・経営者が主体的責任を実行するよう促し、食品の安全を保障するため、国家市場監督管理総局は「食品生産経営日常監督検査管理弁法」を改正し、「食品生産経営監督検査管理弁法」を制定し公布した。その主な内容は以下の通りである。



1. 「全面カバー」検査を行うことにした。 県級以上の地方市場監督管理部門は少なくとも 2 年に1回、当該行政区域内の全ての食品生産・経営者に対し、監督検査を行うべきである。検査結果が消費者に重要な影響を与える場合、食品生産・経営者が規定に基づき、食品の生産・経営場所における目立つ場所にその検査結果の記録表を貼り、又は開示するよう要求されている。
2. リスクレベルを区分し、食品安全のリスク管理を強化する。 食品生産・経営者の食品種別、業態規模、リスクコントロール能力、信用状況、監督検査等の状況に合わせ、食品生産・経営者のリスクレベルを低いものから A、B、C、D の 4 段階に分類する。
3. ラベルや説明書に瑕疵があった場合の取扱いや認定を追加した。 表示内容と食品安全との関連性、当事者の主観的な過失、食品安全に対する消費者の理解と選択等の要素を総合的に考慮し、瑕疵の存在を認定する状況と規則を統一する。
4. 処罰の強化した。
 - 罰金を増額した。食品生産・経営者が日常監督検査結果の記録表を破り、書き換え、あるいは日常監督検査結果の記録表を次回日常監督検査までに保持していない場合、罰金が「2000 元以上 3 万元以下」から「5000 元以上 5 万元以下」に増額された。
 - 処罰される状況を一つ追加した。食品生産・経営者が規定に基づき、目立つ場所に関連監督検査結果の記録表を貼り、又は開示しない場合は、5000 元以上 5 万元以下の罰金を科すことになった。
5. 処罰されない二つの状況を追加した。
 - 食品生産・経営者が食品安全に関する法律、法規、規則及び食品安全基準の規定に違反し、初めての違法に該当し、かつ危害結果が軽微で直ちに改正した場合には、行政処罰されないようにすることができる。
 - 当事者が主観的な過失がないことを十分に証明できる証拠を持っている場合には、行政処罰されない。



「第一法規・会社法務」の2022年1月号・2月号に

個人情報保護法に関する論文を連載

2021年8月20日、『中華人民共和国個人情報保護法』（以下、「個人情報保護法」という）が採択、公布されました。「個人情報保護法」は中国で初めての個人情報保護に関する個別に定めた基本法で、2017年に公布された「サイバーセキュリティ法」及び2021年9月から正式に施行された「データセキュリティ法」と合わせて中国のサイバーセキュリティ及びデータ保護に関する基本的な法律フレームワークを築き上げ、中国のサイバーセキュリティとデータ保護に関する立法が全く新しい時代に入ったことを象徴しています。また、「個人情報保護法」は企業コンプライアンスに対し明確な要求を打ち出し、また、それぞれの個人の権益とも密接にリンクしており、幅広く注目されています。

今般、弊所日本業務部パートナー弁護士の葉鵬は、「中国における個人情報保護という新時代の到来—『中国個人情報保護法』に関する重点問題解説」をテーマに、「第一法規・会社法務」の2022年1月号と2月号で論文を連載しました。この論文では、「個人情報保護法」の重点問題に関する解説を通じて、法律上の文脈を整理し、企業によるコンプライアンス対策の検討にあたってのアドバイスを添えました。

弊所としまして、引き続き中国でのサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の分野に力を入れて、日系企業の中国における発展に貢献してまいります。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路
国際商会中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号
国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019





武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街191號
金禾センター29階
Tel: (86-27) 8730 6528
Fax: (86-27) 8730 6527
郵便番号: 430074



杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369號宏程國際大廈29階
Tel: (86-571) 8501 7000
Fax: (86-571) 8501 7085
郵便番号: 310020



成都支所

住所: 成都市高新區天府二街99號
天府金融大廈A座15階
Tel: (86-28) 6010 8998
Fax: (86-28) 6010 9008
郵便番号: 610094



西安支所

住所: 西安市高新區丈八二路
11號永威時代中心27階
Tel: (86+29) 8572 7895
郵便番号: 710065





本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
馮 超	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: Charles_feng@east-concord.com
陳 宏	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁 護 士 弁 理 士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
薛 倫	弁 護 士 弁 理 士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁 護 士	勤務地: 北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁 護 士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できるとされる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。